

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定に基づき認定を行うE10 対応車の安全の確保及び環境の保全に関する技術指針

1. 適用範囲

この技術指針は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第56条第4項の規定に基づき認定（以下「大臣認定」という。）を行う試験自動車のうち、燃料としてガソリンにエタノールを容量比で10%まで混合したものに対応する自動車（以下「E10対応車」という。）に適用する。

2. 大臣認定に基づき試験走行を行うE10対応車に使用する燃料の性状について

2.1 燃料の性状

大臣認定に基づき試験走行を行うE10対応車に使用する燃料は、ガソリンにエタノールを混合したものであり、その混合率はやむを得ない場合を除き容量比で9～10%であること。

2.2 ガソリンの性状

2.1の燃料に使用するガソリンの性状は、保安基準第1条の2に規定する燃料の性状に適合するものであり、あらかじめエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルが混合されたものでないこと。

2.3 エタノールの性状

2.1の燃料に使用するエタノールの性状は、自動車燃料—混合用エタノールの規格（JASO M361, JASO（Japanese Automobile Standards Organization）：日本自動車規格）に適合していることが望ましい。

2.4 燃料の性状の提出

大臣認定の申請に当たっては、試験走行の際に使用する燃料の性状を提出すること。最低限、エタノール分、含酸素分、蒸留特性（10%、50%、90%、終点）、蒸気圧、密度、硫黄分、ベンゼン、アロマ分及びオレフィンに関する性状を提出すること。

3. 燃料装置に関する安全性

E10対応車の燃料装置は、燃料中のエタノールによる腐食・劣化への耐性を有することが検証されたものであること。大臣認定の申請の際、検証に用いた試験データ等をあわせて提出すること。

4. 衝突時の安全性の確保

E10対応車の燃料タンク及び配管は、衝突、追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものであること（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「保安基準細目告示」という。）別添17）。

ただし、保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であるものは、保安基準細目告示96条第4項に適合すれば良い。

また、ガソリン車をベースとしたE10対応車であって、ガソリン車の燃料タンク及び配管について、衝突時等における燃料漏れに影響を与えるような変更を行っていない場合は、ガソリン車の試験結果を使用することができる。

5. 排出ガス等の発散防止

(1) 排出ガス

E10対応車は、保安基準細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」別紙1に規定する試験燃料の性状等に適合するガソリン及び「2. 1 燃料の性状」に規定する燃料を試験燃料として排出ガス試験を実施した場合において、それぞれガソリン車の排出ガス基準に適合すること。

なお、排出ガス試験においては、アルデヒド類（ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒド）の排出量についても測定し提出すること。

また、大臣認定期間終了時且つ約3万km毎の排出ガス測定を行うものとする。

(2) 燃料蒸発ガス

E10対応車は、保安基準細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」別紙1に規定する試験燃料の性状等に適合するガソリン及び「2. 1 燃料の性状」に規定する燃料を試験燃料として燃料蒸発ガス試験を実施した場合において、それぞれガソリン車の燃料蒸発ガス基準に適合すること。

また、大臣認定期間終了時且つ約3万km毎の燃料蒸発ガス試験を行うことが望ましい。

6. その他

誤給油防止対策として、E10対応車には、ガソリンにエタノールを0～10%混合した燃料に対応している旨を給油口に明示すること（例：「E10」）。